

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反した場合の指名停止期間の運用について

平成7年3月30日

6 葛総経第418号経理課長決裁

改正 平成18年3月22日葛総契第163号

平成21年8月18日葛総契第254号

平成26年11月7日葛総契第485号

第1 指名停止期間

1 葛飾区と締結した契約に関するとき

- (1) 排除措置命令を受けた場合
6 箇月
- (2) 課徴金納付命令を受けた場合
3 箇月
- (3) (1)及び(2)の両方を受けた場合
9 箇月
- (4) 刑事告発を受けた場合
9 箇月

2 1 以外の場合

- (1) 排除措置命令を受けた場合
3 箇月
- (2) 課徴金納付命令を受けた場合
3 箇月
- (3) (1)及び(2)の両方を受けた場合
6 箇月
- (4) 刑事告発を受けた場合
6 箇月

第2 加算措置

第1については、下記に該当する場合はそれぞれ加算する。

- (1) 指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に再犯した場合
3 箇月

第3 その他

排除措置命令を受けない場合であっても、排除措置命令と同等の違反と認められる場合は、排除措置命令を受けた場合の指名停止期間を準用する。